

官民境界確認 補助業務

官民境界確認業務で
お困りごとはありませんか？



官民境界確認業務のお手伝い

官公署における境界確定業務を担当される方は、**立会、土地所有者との意見調整**等、大変ご苦労されているのではないのでしょうか。

官民境界である筆界の認定には、専門知識と経験が必要であり、特に、**資料の収集と分析、解析に専門的な知識と高度な能力が求められます。**

土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命としています。

(※令和元年6月6日公布 改正土地家屋調査士法第一条より抜粋)



公嘱協会の社員は**全員が土地家屋調査士**であり、専門的な知識と高度な能力を有し、地域の慣習や筆界の状況を考慮して、日々業務を行っております。

公嘱協会が関与した場合の 境界確認業務のメリット

- 現地と資料が大きく相違するような困難な案件でも、申請人等と協議を行い、適正な手法を提案します



- 正確な判断・迅速な処理を行うため、原則として土地の歴史・慣習・地理に精通した公嘱協会の地元社員が担当します

- 申請人等からの土日祝日の現地立会いの希望がある場合など、公嘱協会の社員なら臨機応変に対応できます



- 官公署の担当職員が異動しても、公嘱協会が適切に関与しているため、スムーズな引継ぎが行えます

土地家屋調査士は筆界に関する唯一の専門家です。
「境界紛争を未然に防ぐため官民境界確認 補助業務」を利用してみませんか？ 公嘱協会にご相談ください。



公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

〒379-2141 群馬県前橋市鶴光路町 19 番地 2

電話番号：027-289-9822 FAX 番号：027-265-6810

メールアドレス：g-kyokai@woody.ocn.ne.jp